省令

○総務省令第三十三号

国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第四十七号）の施行に伴い、及び統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、科学技術研究調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

総務大臣　村上誠一郎

科学技術研究調査規則の一部を改正する省令

科学技術研究調査規則（昭和五十六年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（調査の対象） **第四条**　科学技術研究調査は、次の各号に掲げるもの（以下「調査組織体」という。）について行う。 ［一　略］ 二　次のイからホまでに掲げる法人が出資するそれぞれ当該イからホまでに定める活動又は事業を実施する会社 イ　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項に規定する研究開発独立行政法人　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の六第一項第三号ハの活動 ［ロ～ホ　略］ ［三～七　略］ （調査票等の保存） **第十一条**　総務大臣は、調査票を二年間、調査票の内容が転写されている電磁的記録及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。	（調査の対象） **第四条**　［同上］ ［一　同上］ 二　［同上］ イ　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項に規定する研究開発法人　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の六第一項第三号ハの活動 ［ロ～ホ　同上］ ［三～七　同上］ （調査票等の保存） **第十一条**　総務省統計局長は、調査票を二年間、調査票の内容が転写されている電磁的記録及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○総務省令第三十四号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一、第二及び第四の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

総務大臣　村上誠一郎

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［2～41　略］	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［2～41　同上］